

**猶予期間が2020年8月に終了! 猶予期間終了後は監督体制が強化されることが予想されます**

## インドネシアで繊維製品等の K3L製品登録が義務化されます

インドネシア商業省は、2019年3月4日に「安全・健康・環境(K3L)関連商品の試験方法、登録、監督、商業活動の停止及び回収の手順に関するインドネシア共和国商業大臣令」を公布し、一部の電気、電子製品や繊維製品等を対象に、新たな製品登録制度を実施すると発表しました。

対象製品を現地で製造または現地へ輸入する事業者は、事前にインドネシア国家規格(SNI)等に基づく試験を実施し、製品登録証を取得し、販売前にその番号を製品に表示する必要があります。

施行日

2019年8月14日

猶予期間

(施行日前に市場で流通している製品)

施行日より1年間

**終了!**

### 規制の対象となるのは?

対象者	生産業者、輸入業者
対象製品	感電の危険性がある電気、電子製品(22種) 有害な化学物質を含有する可能性のある製品(20種)

製品の登録は、ブランド、モデルごとに必要で、有効期間は5年間だケン!



### 「有害な化学物質を含有する可能性のある製品」の詳細

- ・生地<sup>注1</sup>
- ・カーペット、敷物
- ・タオル
- ・シーツ
- ・枕カバー、抱き枕カバー
- ・ベッドカバー<sup>注2</sup>
- ・ハンカチ
- ・ブランケット<sup>注2</sup>
- ・マットレス
- ・履物(全体がゴム又は樹脂で製造されたもの)
- ・消しゴム(ゴム素材及び可塑剤を含有するもの)
- ・顔料(クレヨン)

注1: 染色、プリントされたもの、及び特定の機能を持つ材料で含浸、塗布、被覆又は積層されたもの。

注2: 特定の機能を持つ材料で含浸、塗布、被覆又は積層されたもの。

※対象製品については大臣令に詳細な規定があります。

※「感電の危険性がある電気、電子製品」については詳細の記事を省略しています。

### 試験項目は?

#### 「有害な化学物質を含有する可能性のある製品」(消しゴム、顔料を除く)の試験項目

- ・溶出重金属(カドミウム、銅、鉛、ニッケル)
- ・ホルムアルデヒド
- ・アゾ化合物(22種)
- ・総フタル酸エステル(DEHP、DBP、BBP)
- ・難燃剤(pentaBDE)
- ・はっ水剤(PFOS、PFOA)

※総フタル酸エステル、難燃剤、はっ水剤については、一部の製品のみが対象です。

※履物は溶出重金属、総フタル酸エステル、難燃剤のみ実施します。

申請前6か月以内に発行された検査結果が必要ですよ

### 違反した場合の措置は?

製品が基準を満たしていない、登録番号を取得、表示していない等の違反が判明した場合、生産業者または輸入業者は、商業省の命令書を受け取ってから3営業日以内に販売を停止し、流通先から製品を回収し始め、30日以内に回収を完了する義務があります。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

国内

東京試験センター テキスタイル1課  
(担当: 土山 駿太郎) e-mail: s-tsuchiyama@boken.or.jp

大阪 海外リサーチ&アドバイザリー室  
(担当: 奥 完世) TEL:06-6577-0200 / FAX:06-6577-0210

海外

ジャカルタ試験センター  
TEL:+62-21-2978-0600

担当: 桑久保  
Mobile:+62-811-8339-682 / Japan mobile: +81-80-4978-3920  
e-mail: kuwakubo@boken.or.jp

担当: Moch Rialdy (RYAN) ※日本語可  
Mobile: +62-811-1350-5567